

《介護予防支援の指定対象の拡大に伴う留意点等について（Q & A）【2025.4.1時点】》

居宅介護支援事業所が市から指定を受けて介護予防支援を実施する場合について、該当の設問を参照してください。内容の詳細については、各設問末尾に記載の【(担当課名)】にお問い合わせください。（連絡先：福祉課総合相談担当 0944-41-2672、福祉課介護保険担当 0944-41-2683）

○居宅介護支援事業所による介護予防支援の指定申請について

問1 市内のすべての居宅介護支援事業所が指定を受けるのか。

(答) 指定介護予防支援の指定を希望する居宅介護支援事業所は、市に指定申請をする必要があります。

なお、指定居宅介護支援事業所として事業開始を予定している月の前々月末までに指定申請をしてください。
【福祉課介護保険担当】

問2 指定介護予防支援事業所の指定を受け、介護予防支援を実施する場合、これまでの地域包括支援センターから委託を受けて実施する場合とどのような点が異なるのか。

(答) 介護予防支援費（報酬）の1件当たりの単位、情報開示の取扱い、国保連への実績報告や報酬の請求、地域包括支援センターによるプランチェックの実施等が異なります。その他、他の設問をご確認ください。
【福祉課総合相談担当】

問3 現に地域包括支援センターから委託を受けて実施している介護予防支援については、そのまま委託での実施となるのか。

(答) そのまま委託での実施も可能ですが、指定居宅介護支援事業所の指定を受け、直接実施することも出来ます。
【福祉課総合相談担当】

問4 すでに委託を受けて実施している介護予防支援について、指定を受けて直接実施する場合、指定介護予防支援事業所として新たに契約の締結及び重要事項の説明等を行う必要があるか。

(答) 指定介護予防支援事業所として新規に利用者を担当することになるため、新たに契約の締結、重要事項の説明等が必要です。契約締結後は、居宅サービス計画作成依頼（変更）（居宅届）を福祉課介護保険担当に提出してください。

この場合、利用者の状態等に変更がなく、現行の介護予防サービス計画を見直す必要が無いと判断されるときは、「軽微な変更」に該当するものとして、サービス担当者会議の開催は不要です。

なお、初回加算については、指定介護予防支援事業所として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであり、原則として改めてアセスメント等を行ったうえで介護予防サービス計画を作成する場合は、算定可能です。

【福祉課総合相談担当・福祉課介護保険担当】

○市外、県外の居宅介護支援事業所の介護予防支援の指定申請について

問 5 市外、県外の居宅介護支援事業所も指定申請をすることができるのか。

(答) 市外・県外の居宅介護支援事業所においても、介護予防支援の指定申請をいただけます。ただし、指定後は、大牟田市が実施する集団指導や運営指導を受ける必要があります。
【福祉課総合相談担当・福祉課介護保険担当】

○指定居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接実施できる場合

問 6 指定居宅介護支援事業所が直接実施できるのは、介護予防支援のみなのか。

(答) 指定を受けて支援を実施できるのは、「介護予防支援費」の算定に係る利用者のみです。「介護予防ケアマネジメント費」の算定に係る利用者（総合事業のみを利用する利用者）は、対象外です。
【福祉課総合相談担当】

○介護予防支援を実施する指定介護予防支援事業所の調整について

問 7 介護予防支援を実施する指定介護予防支援事業所は、どのようにして決まるのか。

(答) 市から申請者の居住エリアを担当する地域包括支援センターに対し、介護認定結果の情報及び関係資料を送付します。関係資料の送付を受けた地域包括支援センターでは、審査結果の情報を確認します。

介護認定の申請者が指定居宅介護支援事業所である場合、地域包括支援センターから当該居宅介護支援事業所に対し、介護予防支援の実施に係る意向を確認し、介護予防支援の実施者を調整することとなります。
【福祉課総合相談担当】

○指定居宅介護支援事業所が介護予防支援を実施する場合の報酬の請求の流れについて

問 8 指定居宅介護支援事業所が介護予防支援を実施する場合、報酬の請求の流れはどうなるのか。

(答) 指定介護予防支援事業所として、直接、福岡県国民健康保険団体連合会に対し、実績報告及び請求を行うことになります。指定介護予防支援事業所の事業所番号は、指定居宅介護支援事業所と同じ番号になります。なお、地域包括支援センターへの実績報告等を行う必要はありません。
【福祉課総合相談担当・福祉課介護保険担当】

○指定居宅介護支援事業所が介護予防支援を実施する場合の情報開示の取扱いについて

問 9 指定居宅介護支援事業所が介護予防支援を行う場合でも、情報開示の取扱いは、地域包括支援センターから委託を受けて実施する場合と同様であるか。

(答) 指定居宅介護支援事業所が介護予防支援を行う場合、当該指定居宅介護支援事業所に対する情報開示は、地域包括支援センターからは行いません。

介護予防支援を実施する指定居宅介護支援事業所において、福祉課介護保険担当の窓口で申請し、情報開示を受けることになります。
【福祉課介護保険担当】

○地域包括支援センターによる介護予防サービス・支援計画書のチェックについて

問 10 指定居宅介護支援事業所が介護予防支援を行う場合、地域包括支援センターによる介護予防サービス・支援計画書の確認（プランチェック）は必要か。

（答） 指定居宅介護支援事業所が介護予防支援を実施する場合、地域包括支援センターから委託を受けて実施する場合の地域包括支援センターによるプランチェックのように、新規作成時、更新時（有効期限の更新、利用サービスの変更等）の都度に受ける必要はありません。

ただし、令和 5 年度の改正法では、介護予防支援に関する地域包括支援センターの一定の関与を担保するため、地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務として「介護予防サービス計画の検証」が追加されています。この検証のため、必要と認める場合は、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所に対し、介護予防サービス計画の実施状況に関する情報の提供を求めることができるのとされています。

市においても、介護予防サービス計画の検証に当たり、指定居宅介護支援事業所に対し、介護予防サービス計画の実施状況や利用者の情報、支援経過、サービス担当者会議の開催の状況等について、情報の提供を求めることができます。

指定居宅介護支援事業所においては、上記のとおり、地域包括支援センター又は市から情報の提供を求められた際は、該当する情報の提供をしなければなりません。これによって、改善等の必要がある場合は、当該居宅介護支援事業所において対応いただくことになります。

なお、指定居宅介護支援事業所において介護予防支援の適切かつ有効な実施のため、必要があるときは、指定居宅介護支援事業所から地域包括支援センターに対し、助言を求めることができることとなっています。

また、地域包括支援センターからの委託で介護予防支援を実施する場合は、従来どおり、担当する地域包括支援センターからのプランチェックを受ける必要があります。

【福祉課総合相談担当・福祉課介護保険担当】

問 11 指定居宅介護支援事業所から地域包括支援センターに対し、プランチェックを依頼してもいいのか。

（答） 可能です。介護予防支援の適切かつ有効な実施のため、地域包括支援センターに対し、助言を求めることができることとなっています。 【福祉課総合相談担当】

○地域包括支援センターの委託により介護予防支援を実施する場合について

問 12 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所であっても、地域包括支援センターから委託を受けて、介護予防支援を実施することができるのか。

（答） 可能です。

介護予防支援の指定を受けている場合、指定介護予防支援事業所として介護予防支援を実施する場合においては、地域包括支援センターから委託を受けて実施する場合より単位数が大きいことや、介護予防サービス・支援計画書の実施状況に関して必要に応じて情報提供を行うなど、対応上の相違点があります。

これを踏まえ、介護予防支援の実施についてご対応をお願いします。

【福祉課総合相談担当】

○介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（総合事業の利用）の両方に係るものに対し実施している場合について

問 13 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの両方に係るものについて、指定居宅介護支援事業所で実施していたが、介護予防支援に係るサービスが終了し、介護予防ケアマネジメントに係るサービスのみの利用となった。

この場合、引き続き、指定居宅介護支援事業所において実施してよいか。

（答） 指定を受け支援を実施できるのは、「介護予防支援費」の算定に係る利用者のみです。「介護予防ケアマネジメント費」の算定に係る利用者（総合事業のみを利用する利用者）は、地域包括支援センターからの委託により実施することとなります。

本件の場合、指定居宅介護支援事業所と利用者との契約は一旦終了します。

その後、地域包括支援センターと利用者で契約を交わし、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを実施するか、又は、地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメントを実施することとなります。

この場合、利用者のサービス利用の利便性を考慮し、特段の理由がある場合を除き、元々利用者と契約を交わしていた居宅介護支援事業所において、地域包括支援センターから委託を受け、引き続き、当該介護予防ケアマネジメントの実施をお願いします。

いずれの場合でも、介護予防ケアマネジメントを実施する指定介護支援事業所が指定居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ交代となりますので、地域包括支援センターへの引継ぎを確実に行ってください。 【福祉課総合相談担当】

問 14 指定居宅介護支援事業所として、直接、介護予防支援を実施している。

この場合、区分変更申請時など、認定結果がでる前にサービスを利用する場合に作成する暫定ケアプランについて、地域包括支援センターには提出する必要はないとの認識でよいか。

（答） 指定居宅介護支援事業所において引き続き直接実施できる支援は、介護予防支援費の算定に係る利用者のみです。認定結果が要支援であっても、利用するサービスが総合事業のみの場合、指定居宅介護支援事業所で支援を実施することができず、地域包括支援センターにおいて実施するか、地域包括支援センターから委託を受けて居宅介護支援事業所が実施するかのいずれかとなります。

利用するサービスが総合事業のみとなることを想定し、地域包括支援センターに早期の情報共有を行う意味合いから、作成した暫定ケアプランに総合事業によるサービスが含まれる場合、地域包括支援センターに予め提出してください。

【福祉課総合相談担当】

問 15 介護予防支援と介護予防ケアマネジメント（総合事業）の両方に係るものについて、指定居宅介護支援事業所で実施しており、利用者の都合（用事や病気、けが等）により、介護予防支援に係るサービスを利用できない月（期間）がある場合、当該期間は介護予防ケアマネジメントに係るサービスのみとなる。

この場合、当該期間を含め、引き続き、指定居宅介護支援事業所において実施してよい。

（答） 介護予防支援に係るサービスが、特定の月（期間）において、何らかの事由により利用に至らなかった場合は、当該介護予防支援に係るサービスの給付管理票を作成する必要がないため、指定介護予防支援費の算定は行われず、地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメント業務の委託を受けたものとして取扱い、地域包括支援センターから委託料が支払われることとなります。

この場合、当該月（期間）については、介護予防ケアマネジメント実施に関し、利用者と地域包括支援センターとの契約となります。

居宅介護支援事業所においては、地域包括支援センターに対し介護予防サービス・支援計画書（予防プラン）を提出してください。また、福祉課介護保険担当に対して、事業者名欄に担当の地域包括支援センター名を記載した居宅サービス計画作成依頼（変更）（居宅届）を提出してください。

当該月（期間）の翌月に、再度、介護予防支援に係るサービスを利用する場合は、当該事業所名を記載した居宅サービス計画作成依頼（変更）（居宅届）を、再度、福祉課介護保険担当に提出してください。

ただし、居宅届の提出の時期によっては契約時期の確認のため契約書等を求める場合もあります。

上記取扱いは手続きが増えるため、契約や重要事項説明書等について、利用者、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの3者により取り交わす方法も考えられます。

なお、厚生労働省から、令和6年4月26日付で事務連絡「指定居宅介護支援事業者が市長村長からの指定を受けて介護予防支援を実施する場合の留意事項について」が発出されています。今後、この通知で示されている「包括的な委託を行った場合に想定される事務手続の流れ」の具体的なイメージが明らかになった際、改めて、本件に関する取扱いについて整理し、周知する予定としています。

【福祉課総合相談担当・福祉課介護保険担当】

問 16 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの両方に係るものについて、指定居宅介護支援事業所で実施しており、利用者の都合（用事や病気、けが等）により、介護予防ケアマネジメントに係るサービスを利用できない月（期間）がある場合、当該期間は介護予防支援に係るサービスのみとなる。

この場合、特段の手続きなしに、引き続き、実施してよい。

（答） 差し支えありません。

【福祉課総合相談担当】

問 17 地域包括支援センターから委託を受け、介護予防ケアマネジメントのみを実施していたが、利用者が、介護予防支援に係るサービスを追加で利用することとなった。

この場合、指定居宅介護支援事業所としての介護予防支援の実施、又は、引き続き地域包括支援センターからの委託による実施のいずれかについて、利用者の希望により選択することは可能か。

(答) 可能です。

【福祉課総合相談担当】